学習院女子大学協定留学生招致奨学金給付規程

平成31年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学における協定校のうち、特定の大学からの留学生受入れを促進するために設ける奨学金の給付について必要な事項を定める。

(名称)

- 第2条 この奨学金は、学習院女子大学協定留学生招致奨学金(以下「奨学金」という。)と称する。 (給付対象となる協定校の選定)
- 第3条 奨学金の給付対象となる協定校は、国際交流推進センターの提案に基づき、国際交流推進委員会で決定する。

(奨学金の給付額)

- 第4条 奨学金の給付額は、次の各号のとおりとする。
  - 一 年間1人あたり30万円以内とし、一括して給付する。
  - 二 前号にかかわらず、受入期間が1学期の場合は、1人あたり15万円以内とし、一括して給付する。

(奨学生の人数)

- 第5条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の人数は、若干名とする。 (奨学生の選考)
- 第6条 奨学生の選考は、書類審査により国際交流推進委員会が行う。
- 2 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

(決定の通知)

- 第7条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、協定校を通じて本人に通知する。 (奨学生の資格取消し)
- 第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、 当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。
  - 一 在学期間内に、協定留学生としての資格を失ったとき。
  - 二 学則による懲戒処分を受けたとき。
  - 三 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(他の奨学金との関係)

第9条 この規程に基づく奨学生が、学内外の他の奨学生を兼ねることを妨げない。ただし、学習院 女子大学協定留学生奨学金の給付は認めない。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、国際交流推進センターが担当する。

(改正)

- 第11条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。 (施行)
- 第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。